

広島県告示第七十一号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によって、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和八年一月二十九日

広島県知事 横田美香

区域の名称		所在地	土砂災害警戒区域
の種類	自然現象		
土砂災害の発生原因となる自然現象	土砂災害の発生原因となる自然現象	広島県安芸郡府中町山田四丁目及び同町山田五丁目地内	土砂災害警戒区域
表区域示の区域の名称	表区域示の区域の名称		土砂災害特別警戒区域
次の図のとおり	次の図のとおり		

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局砂防課及び広島県西部建設事務所に備え置いて縦覧に供する。